

令和7年第3回那珂川町議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和7年6月5日（木曜日）午前10時開議

- | | | | |
|--------|---------|-----------------------------------|--------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 令和6年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 令和6年度那珂川町水道事業会計繰越計算書の報告について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 承認第 1 号 | 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 | 人権擁護委員の推薦意見について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 | 令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第1号）の議決について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 | 令和7年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 4 号 | 財産の取得について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 5 号 | 財産の取得について | (町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 6 号 | 財産の取得について | (町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 7 号 | 財産の取得について | (町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 8 号 | 馬頭広重美術館大規模改修工事請負契約の締結について | (町長提出) |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1 番 神 場 圭 司
3 番 高 野 泉

2 番 矢 後 紀 夫
4 番 福 田 浩 二

5 番 大 金 清
 7 番 益 子 純 恵
 9 番 鈴 木 繁
 1 1 番 川 上 要 一
 1 3 番 益 子 明 美

6 番 川 俣 義 雅
 8 番 小 川 正 典
 1 0 番 大 金 市 美
 1 2 番 小 川 洋 一

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福 島 泰 夫	副 町 長	小 松 重 隆
教 育 長	吉 成 伸 也	総 務 課 長	加 藤 博 行
企画財政課長	谷 田 克 彦	税 務 課 長	田 角 章
住 民 課 長	金 子 洋 子	生活環境課長	久保寺 康 之
健康福祉課長	益 子 利 枝	子 育 て 支 援 課 長	加 藤 啓 子
建 設 課 長	田 邊 康 行	産業振興課長	杉 本 篤
農 業 委 員 会 長	星 善 浩	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	星 学
学校教育課長	熊 田 則 昭	生涯学習課長	齋 藤 昌 代
上下水道課長	高 野 曜 路		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	横 山 和 則	書 記	仲野谷 智 子
書 記	小 森 亮 利		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（益子明美） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（益子明美） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（益子明美） 日程第1、報告第1号 令和6年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 皆さん、改めましておはようございます。

昨日、一昨日と8名の方の一般質問を頂戴いたしました。貴重なご提言等、ありがとうございます。今後の町政運営に反映させてまいりたいと思います。

それでは、ただいま上程されました報告第1号 令和6年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

繰越明許費につきましては、令和7年第1回議会臨時会及び令和7年第2回議会定例会において議決いただいたもので、国の補正予算措置による事業の前倒しや物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業など、令和6年度内に完了できなかった事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を議会に報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 補足説明を申し上げます。

令和6年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、和見集会所駐車場整備事業は、和見集会所の駐車場整備工事に係る経費として1,842万2,000円を繰り越したもので、財源は全額が一般財源であります。

2項企画費、上宿分譲宅地造成事業は、上宿分譲宅地の造成工事に係る経費として907万2,000円を繰り越したもので、財源は全額が一般財源であります。

3款民生費、1項社会福祉費、低所得世帯支援給付金事業は、物価高騰支援として住民税非課税世帯へ3万円を給付するほか、給付対象の子育て世帯に対し、子ども1人につき2万円を加算して給付するための経費として5,405万6,000円を繰り越したもので、財源は国庫支出金が5,395万6,000円、一般財源が10万円であります。

5款農林水産業費、1項農業費、農業用ため池改修実施計画策定事業は、農業用ため池の改修に係る実施計画作成業務に係る経費として850万円を繰り越したもので、財源は全額が県支出金であります。

7款土木費、2項道路橋りょう費のうち地方道路交付金事業は、町道上郷須賀川線及び町道薬利後沢線の道路改良に係る経費として5,614万6,000円を繰り越したもので、財源は国庫支出金が2,526万9,000円、地方債が1,800万円、一般財源が1,287万7,000円であります。

町道改良舗装事業は、町道金谷線及び町道小口長峰線の道路改良に係る経費として276万円を繰り越したもので、財源は地方債が100万円、一般財源が176万円であります。

4項都市計画費、馬頭公園整備事業は、馬頭公園整備に伴う実施設計業務に係る経費として2,200万円を繰り越したもので、財源は地方債が1,600万円、一般財源が600万円であります。

9款教育費、3項中学校費、那珂川町立中学校体育館受変電設備改修事業は、馬頭中学校及び小川中学校の体育館の受変電設備改修に係る経費として1,247万円を繰り越したもので、財源は地方債が900万円、一般財源が347万円であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 報告が終わりました。

以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

○議長（益子明美） 日程第2、報告第2号 令和6年度那珂川町水道事業会計繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました報告第2号 令和6年度那珂川町水道事業会計繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

令和6年度に完了できなかった事業について、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、令和7年度へ繰越しを行いましたので、同条第3項の規定に基づき、繰越計算書を議会に報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（高野曜路） 補足説明を申し上げます。

令和6年度那珂川町水道事業会計繰越計算書をご覧ください。

その内容であります、大内加圧ポンプ場機械設備更新工事に係る経費として6,051万1,000円を繰り越したもので、その財源は企業債が5,000万円、損益勘定留保資金が1,051万1,000円となりました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 報告が終わりました。

以上で報告第2号を終わります。

◎報告第3号の上程、報告、質疑

○議長（益子明美） 日程第3、報告第3号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました報告第3号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について説明を申し上げます。

株式会社まほろばおがわの経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

令和6年度第24期株式会社まほろばおがわの経営状況の概要は、入館者数は前期より約1万人増の約12万8,000人で、売上高は約9,426万2,000円となり、売上原価、販売費及び一般管理費、法人税等を差し引いた当期純利益は約22万1,000円であります。

今後も入館者数及び売上高の増加を図るために、お客様の満足度を向上させ、何度も足を運んでいただけるような温泉施設を目指し、会社とも連携を図りながら、引き続き支援してまいりたいと考えております。

なお、経営状況の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） 補足説明を申し上げます。

別紙資料に基づき概要を説明いたします。

株式会社まほろばおがわは、温泉施設及び宿泊施設、飲食店、食料品店、物産品店等の経営、不動産の管理業務等を行っております。

会社の経営状況について、第24期決算報告書をご覧ください。

まず、5ページをお開きください。

5ページ、貸借対照表の内訳ですが、資産の部、現金・預金、売掛金等の流動資産金額は988万9,451円、機械等の固定資産の金額は1,148万3,542円で、資産の合計金額は2,137万2,993円であります。

負債の部、買掛金等の流動負債及び固定負債を合わせた負債合計額は1,170万763円であります。

次に、純資産の部、資本金は3,000万円、利益剰余金はマイナス2,032万7,770円で、うち繰越利益剰余金については8ページをご覧ください。

8ページ、株主資本等変動計算書ですが、当期首残高繰越利益剰余金はマイナス7,054万

9,114円に、当期純利益22万1,344円を加えたマイナス7,032万7,770円を当期末繰越利益剰余金として計上しております。

5 ページに戻ります。

純資産の部の合計は967万2,230円であります。

続きまして、6 ページをご覧ください。

6 ページ、損益計算書の内訳ですが、売上高は9,426万2,460円で、うち入場料及び回数券販売額は4,349万2,750円です。これから売上原価2,237万3,252円と販売費及び一般管理費8,773万3,125円を差し引くと1,584万3,917円の営業損失となり、営業外収益1,627万4,761円を加えると43万844円の経常利益となり、法人税等を差し引きまして22万1,344円の当期純利益でありました。

続きまして、7 ページをご覧ください。

7 ページ、販売費及び一般管理費の内訳ですが、人件費4,066万5,965円、経費4,706万7,160円で、合計8,773万3,125円であります。

次に、8 ページは、先ほど申し上げましたが、株主資本等変動計算書の内訳であります。

次に、9 ページ、10 ページでございますが、個別注記表でありまして、次の11 ページ、12 ページは役員監査結果について記しております。

13 ページからは、令和7 年度第25 期事業計画及び収支計画書でありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12 番、小川洋一議員。

○12 番（小川洋一） 質疑をいたします。

去年も同じような質問を行いました。計画書の最低目標人数ということなんですけれども、去年は11 万入って、目標が9 万ということでありました。この10 万目標というのは、ずっと以前から続いている数字でございます。25 期の計画書によりますと、初めて11 万という数字が出てきました。これについては、今まで10 万ということで、今回から11 万となった推移はどのようなことでなったのでしょうか。お願いします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

年間入館者目標については、昨年度まで10万人で設定しておりました。これは、まほろばの湯湯親館の設立当初からの収支予想、施設の規模等を考慮して設定した数値でございます。

コロナ禍を経て、入館者数が、一昨年度が11万7,810人、昨年度が12万8,004人となりました。それらの経緯を踏まえた上で、取締役会で今期の入館者数を11万人に設定し、株主総会で承認されたものでございます。

以上でございます。

○議長（益子明美） 12番、小川洋一議員。

○12番（小川洋一） 今回は報告ですので、質疑はできませんので了解いたしました。

もう一つは、今回1万人、去年よりは人数が増えたということで、12万人になり、今年は初めて22万という経常利益が出ました。これはすばらしいことだと思います。これに対して、まほろばのお風呂の努力というのは並大抵なことではないと思います。具体的にはどのようなことをして1万人を増やしたんでしょうか。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、13ページの事業計画書のほうに書いてあるとおり、3番目の管理運営の取組や、4番の施設管理運営の中で記載されたとおりでして、従業員に対しましては、こちら管理運営の取組の（3）に書いてあるとおり、目配り、気配り、心配りの気持ちで真心の籠もった接客をし、また来たいと思わせるサービスで、魅力的で快適な温泉施設を目指すような指導をしているそうです。

また、リピーターの確保につながるような事業といたしまして、こちら14ページの（5）に書いてあるとおりなんですけれども、特定日にポイントアップの日を設けたりなどしてリピーターを増やし、また、季節のイベントにこいのぼりやクリスマスツリーなどを設置を行い、来館するお客様を楽しませ、顧客の満足度を高めるといった施策を展開しているそうです。

以上でございます。

○議長（益子明美） 12番、小川洋一議員。

○12番（小川洋一） 分かりました。

従業員はそれだけの努力をして1万人という人数を増やした。これからも安定経営努力を怠らないように、また、従業員たちにも頑張っていただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

6 番、川俣義雅議員。

○6 番（川俣義雅） 今の小川洋一議員の質問にも関連するんですが、来期の目標です。入場者の目標が11万ということで、22期までは、おとしまでは、ともかく10万人という目標で、実績はそれ下回ってずっといた。それを10万人にしようということで目標を設定していました。ところが、23期は11万7,000人ということで10万人を上回った。それにもかかわらず、目標は10万のまま。それはおかしいということで、去年質問したと思うんですけども、同じように、今期については、昨年度が12万8,000人なのが11万人ということで、また実績を下回っていると。

普通、目標というのは、実績をもうちょっと上げようということで設定するんじゃないかと思うんですよ。町がいろんな計画立てますけれども、どれ見ても、現状よりも上回っていきこうという、そういうのが目標になっていると思いますが、どうしてそういうふうにならないのか。役員会でどうしてこれを了承するのかなということで、役員会の様子、もし聞けたらお願いしたいと思います。

それから、営業報告書の中で人材不足という言葉が出てきています。調べたら、昨年度からなんですね、人材不足という言葉が出てきたのは。それまでにはありません。人材不足ということなんですが、昨年度、従業員さんの中で辞めた人の数、それから新たに入ってもらった人の数、その数が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（益子明美） 副町長。

○副町長（小松重隆） ただいまのご質問にお答えいたします。

目標人数の関係で、役員会ではどうだったのかというご質問ですが、役員会のほうでは、改まって意見のほうは出ていないような状況でありまして、回答につきましては、昨年度もお答えしたとおり、目標人数が単なる数字ではなくて収支計画に連動するということで、目標人数を上げれば、収入額のほうも連動して増加していくという収支計画を立てるようなことになりますので、そうすると当然、従業員数も足りない。2問目にも関連するんですけども、人材不足というところで、なかなか募集しても人が集まらないという現状を話のほうを伺っております。

ということで、昨年度増加した理由の一つとして、昨年度はポンプの故障がなく、年間を通じて営業ができたというところで、一昨年につきましては、一番収益の上がる1月に10

日間の休館を実施しております。というところで、昨年度12万8,000人になった要因については、コロナ明けのというところもあるかと思うんですけども、過去の営業実績を見ますと、なかなか12万8,000、13万を超えるというのは、もう十二、三年前に遡らなければ出てこないような数字の状況であります。というところで、目標人数は11万ということで今回のほうは決めさせていただいたような状況であります。

2点目の昨年度の1年間の従業員数、退職、就職については、数字のほうは把握しておりません。

以上です。

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 納得できるような説明ではありません。

12万8,000人が昨年度実績ということで報告されているにもかかわらず、11万と。なぜ下げるのかという、それをなぜ了承したのかということをお前は聞きたいんです。繰り返しますけれども、この役場でもいろんな目標を立てます。下がっているものってありますか。実績を下げて目標を設定するというものはありますか。

もし仮に何か事故が起きて、あるいは故障が長引いて入館数が少なくなるという事態も考えられます。そのときはそのときで、こういう原因があるから、原因があったので入場者が少なくなったと、そういうふうに説明すればいいわけで、最初から下げて目標を立てるとするのは、これはもうあり得ないと思うんですけども、納得できるような説明をお願いしたいと思います。

それから、従業員の数が足りないというか、募集しても応募する人が少ないということなんですけれども、確かに昨年度は20人いたんです。正規、非正規合わせて20人の従業員がいて、昨年度というか一昨年度です。昨年度は18人に減っているんです。昨年から人材不足というふうに言いながら、なぜ従業員が減ったのか、その理由はどういうことなのかということをお突き詰めないと、またどんどん減っていくと、人材不足がもっと激しくなるということになるのではないかというふうに思うわけです。

従業員の方の平均年齢というのが結構高いわけですよ。女性でいうと、昨年の場合63歳、男性が56歳というふうになっています。年齢が上がると、働きたくても働けない、働く場所がないというのが一般的なんです。雇ってくれるところというのは、年齢が上がればありませんから。まほろばおがわの場合には、そういうことはないというふうに思いますので、働きたいという人が応募する、そういう応募者が増えるということは、一般的に私はあると思

うんですけれども、なぜ増えないのか。

辞めていった人がかなりいるのではないかというふうに言われているんですよ。昨年、たしか私も質問しましたがけれども、7人ですか、十数人の中で7人辞めているという事態がこれから続くのではないかというふうなおそれがあるわけです。そうすると、ますます人材不足で、それこそ目標の11万だって達成できなくなるおそれもあると。そういうこともきちんと役員会のほうで考えて、来期の計画を立ててほしいというふうに切に願っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 川俣議員に申し上げます。

質疑は簡潔にお願いいたします。

○6番（川俣義雅） はい。

今の目標を下げているということと、それから、従業員数が減っているということ、どういうふうに説明するのでしょうか。

○議長（益子明美） 副町長。

○副町長（小松重隆） ただいまのご質問にお答えいたします。

第1点目の目標人数を下げているというところは、昨年度は10万人、今年度は11万人というところで、1割目標人数は上げさせていただいているところです。

人材不足につきましては、常々、支配人とも話をさせていただいて、常に募集のほうはかけているという中で、なかなか賃金状態も、世で言う賃上げが行われているところですが、最低賃金プラスアルファ程度の賃金でありますので、なかなか集まらないという状況もあります。この点については、役員会の方で十分、人材不足に関しては検討のほうをさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 目標を下げているというのは、去年と比べてということではなくて、実績と比べて下げているということなんですよ。目標は上がっていますよ。だけれども、実績から比べると、やっぱり下がっているんですよ。そのことをどういうふうに説明するのか、もう一度お願いしたいと思います。

それから、従業員が募集しても集まらないその原因というのは、どんなふうに役員会のほうでは考えているのでしょうか。

○議長（益子明美） 副町長。

○副町長（小松重隆） 1点目の目標人数につきましては、あくまでも目標値としての比較で昨年度よりは増えているというふうに申し上げておりとおりで、現に今年度においても、5月、年間でも結構入る月ですが、1週間程度の休館をしたところでありますので、ご了解いただきたいと思います。

人材不足については、役員会の中ではまだ議題として取り上げておりません。今後の役員会の中で検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第4、承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、原則として令和7年4月1日に施行されました。

これに伴いまして、那珂川町税条例についても所要の改正を行うため、令和7年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会にご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 税務課長。

○税務課長（田角 章） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料１、那珂川町税条例の一部を改正する条例の概要をご覧ください。

１、改正の理由であります。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和７年３月３１日に公布され、一部を除き、令和７年４月１日に施行されたことに伴い、那珂川町税条例について、所要の改正を行うものであります。

３、改正の内容であります。第８２条は、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴い、税率区分を改正するものです。第８９条は、第８２条の標準税率の区分の見直しに伴い、減免申請に係る規定を改正するものです。第９０条は、免許情報記録個人番号カードの運用開始に伴い、減免申請時の規定を改正するものです。

附則第１０条の２は、法律改正に伴い、引用している条項にずれが生じたため、改正するものであります。附則第１０条の３は、固定資産税の減額特例について、特定マンションに係る規定の新設に伴い、改正するものであります。附則第１０条の４は、法律改正により規定を削除するものです。

４、施行の期日は、令和７年４月１日であります。

なお、参考資料２として新旧対照表を添付いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第１号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第5、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項において、町長は、市町村議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております郡司広美氏は、本年9月30日をもって現在の任期が満了となりますが、継続して郡司広美氏を推薦したいと存じます。

郡司広美氏は、令和4年10月1日から1期3年間、大変熱心にその職責を果たしてこられ、また、地域においても人望厚く、人格識見ともに申し分のない方であり、ここに推薦についてご提案いたすものであります。

今回、議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱をすることになります。

なお、参考までに、当町の人権擁護委員は、現在、小祝邦之氏、川上弘之氏、大金美江氏、蓮見和恵氏、内田清美氏、渡辺富士雄氏、郡司広美氏の7名であります。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号及び議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第6、議案第2号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第1号）の議決について、日程第7、議案第3号 令和7年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について、以上2議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第2号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第1号）の議決について及び議案第3号 令和7年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、物価高騰支援事業費や、医療費助成に係るシステムの改修に要する経費等を計上するものであります。

その補正額は1億3,800万円であり、補正後の予算総額は98億1,800万円となりました。

歳出予算の主なものを申し上げますと、第1は民生費で、令和6年度に実施した定額減税調整給付事業において、確定申告により給付額に不足を生じた場合等に不足額を給付する事業費のほか、障害者総合支援システムや医療費助成連携機能導入に係るシステムの改修に伴う経費などに8,069万6,000円を計上いたしました。

第2は農林水産業費で、農業用燃油や資材等の価格高騰の影響を受けた農業者に対する物価高騰支援の交付金事業に3,620万円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げましたが、これらに要する財源は、国・県支出金のほか、繰入金、繰越金を充てることといたしました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正予算は、所得基準の見直しに伴うシステム改修委託料等に120万円を計上するもので、財源は、繰入金のほか、繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は19億4,120万円となりました。

以上、一般会計及び介護保険特別会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の補正額は1億2,754万3,000円の増で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、定額減税不足額給付金事業、農業用燃油・資材等高騰対策事業及び原油等高騰対策中小企業支援事業に係るもの。

2目民生費国庫補助金の補正額は335万円の増で、社会福祉費補助金のうち、重層的支援体制整備事業交付金は介護予防費に係るもの、障害者総合支援事業費はシステム改修に係るもの、児童福祉費補助金、地域診療情報連携推進費補助金はシステム改修に係るものであります。

16款県支出金、2項2目民生費県補助金の補正額は46万5,000円の増で、重層的支援体制整備事業交付金は介護予防費に係るもの。

19款繰入金、2項2目介護保険特別会計繰入金の補正額は55万6,000円の増で、介護保険特別会計繰入金は介護予防費に係るもの。

20款繰越金、1項1目繰越金の補正額は608万6,000円の増で、前年度繰越金であります。

8 ページ、歳出に入ります。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費の補正額は7,279万3,000円の増で、福祉諸費195万円は、産休代替に係る会計年度任用職員を1名雇用する経費、定額減税不足額給付金事業費7,084万3,000円は、令和6年度に実施した定額減税調整給付金事業において、その後の確定申告により給付額に不足を生じた場合や、新たに給付対象となった場合等に不足額を給付する事業で、通知の発送経費及びシステム改修業務委託料等のほか、給付対象見込みの1,800人に対する給付金であります。

2 目障害者福祉費の補正額は412万5,000円の増で、障害支援区分認定等事務費は、障害者総合支援システムの改修及び医療費助成連携機能導入に伴う総合福祉システムの改修等に係る経費であります。

3 目老人福祉費の補正額は306万3,000円の増で、介護予防費241万9,000円は、産休代替に係る会計年度任用職員を1名雇用する経費、介護保険特別会計繰出金64万4,000円は、介護保険システム改修に係る繰出金であります。

2 項 4 目母子福祉費の補正額は71万5,000円の増で、母子福祉諸費は、医療費助成に係るオンライン資格確認連携機能導入に伴うシステム改修に係る経費であります。

9 ページに続きます。

5 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費の補正額は3,620万円の増で、農業振興諸費は、物価高騰支援として、農業用燃油、資材等高騰により影響を受けた農業者を対象とした交付金であります。

6 款商工費、1 項 2 目商工業振興費の補正額は2,050万円の増で、物価高騰支援として、燃料費、電気料の高騰により影響を受けた町内中小企業を対象とした交付金であります。

9 款教育費、4 項 2 目公民館費の補正額は60万4,000円の増で、公民館活動費は、大山田上郷地区及び久那瀬地区の自治公民館の改修工事等に係る補助金であります。

10ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

7 ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から説明いたします。

7 款繰入金、1 項 5 目その他一般会計繰入金の補正額は64万4,000円の増で、一般会計からの事務費繰入金であります。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は55万6,000円の増で、前年度繰越金であります。

8 ページ、歳出に移ります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の補正額は64万6,000円の増で、介護保険システムの改修に係る業務であります。

8 款諸支出金、2 項 1 目繰出金の補正額は55万6,000円の増で、一般会計繰出金であります。

以上で那珂川町一般会計補正予算及び那珂川町介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名及び補正予算書のページをお示してください。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

なお、討論に当たっては、会計名をお示してください。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第2号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 令和7年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第8、議案第4号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第4号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、消防ポンプ自動車の更新に伴う財産の取得であります。

取得財産は、消防ポンプ自動車1台であります。

契約の方法は、指名競争入札により実施いたしました。

その結果、合資会社渡辺商店が落札し、2,342万740円で購入するものであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 補足説明を申し上げます。

参考資料の入札経過書をご覧ください。

物品名は消防ポンプ自動車1台で、第4分団第4部松野地区に配備するものであります。

指名競争入札により4社を指名し、4月22日に入札を実施いたしました。

開札の結果は記載のとおりであり、最低入札者の合資会社渡辺商店を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は2,195万円であり、落札率は96.58%でした。

仮契約につきましては、5月2日に締結いたしました。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額2,120万円、消費税相当額212万円、自動車重量税、自賠責保険料などの法定費用等10万740円を加えた計2,342万740円が契約書記載金額となります。

契約の相手方は、栃木県小山市喜沢1394番地、合資会社渡辺商店、代表社員渡辺圭一です。

納入期限は令和8年3月10日であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 財産の取得については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第9、議案第5号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第5号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、スクールバスの更新に伴う財産の取得であります。

取得財産は、スクールバス29人乗り1台であります。

契約の方法は、指名競争入札により実施いたしました。

その結果、有限会社ヌヴォラーリが落札し、860万170円で購入するものであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料の入札経過書をご覧ください。

物品名はスクールバス29人乗り1台で、馬頭小学校に配置するものであります。

指名競争入札により3社を指名し、5月19日に入札を実施いたしました。

開札結果は記載のとおりであり、最低入札者の有限会社ヌヴォラーリを落札者と決定しました。

なお、本入札の予定価格は958万円であり、落札率は81.21%でした。

仮契約につきましては、5月20日に締結いたしました。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額778万円、消費税相当額77万8,000円、自動車重量税、自賠責保険料などの法定費用等4万2,170円を加えた計860万170円が契約書記載金額となります。

契約の相手方は、栃木県那須郡那珂川町三輪504番地1、有限会社ヌヴォラーリ、代表取締役星 忠です。

納入期限は令和8年3月19日であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 財産の取得については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号及び議案第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第10、議案第6号 財産の取得について、日程第11、議案第7号 財産の取得について、以上2議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第6号及び議案第7号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、学習用端末購入に伴う財産の取得であります。

取得財産は、小学校分学習用端末481台、中学校分学習用端末301台であります。

契約の方法は、栃木県公立学校における共同調達会議による共同調達により随意契約を実施いたしました。

その結果、決定事業者は、栃木県学習者用一人一台端末等共同調達共同事業体、代表企業藤井産業株式会社インフラソリューションズカンパニーに決定しました。

小学校学習用端末は、藤井産業株式会社インフラソリューションズカンパニーより2,645万5,000円で購入し、中学校学習用端末も同じく1,655万5,000円で購入するものであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） 補足説明を申し上げます。

議案第7号に添付してあります参考資料をご覧ください。

栃木県では、端末調達に係る市町の事務負担の軽減や、スケールメリットによる端末、サービス等の調達、ランニングコストの低減、共同調達を通じた端末利活用等に係るノウハウの共有による業務改善を目的とし、栃木県公立学校における共同調達会議を設置しました。

町では、令和7年度にGIGAスクール構想の第2期を迎え、学習用端末の最適な調達を実施するため、この栃木県公立学校における共同調達会議に参加し、共同調達を実施することといたしました。

物品名は学習用端末です。

調達方法は、栃木県公立学校における共同調達会議による共同調達によるもので、選考方法は、栃木県公立学校における共同調達会議によるプロポーザル公募により行いました。

契約事業者決定日は、令和7年3月25日であり、決定事業者は、栃木県宇都宮市平出工業団地41番地3、藤井産業株式会社インフラソリューションズカンパニーを代表企業とする栃木県学習者用一人一台端末等共同調達共同事業体であります。

続きまして、契約についてご説明いたします。

初めに、小学校分になります。

契約の金額の内訳は、学習用端末金額2,405万円、消費税相当額204万5,000円、計2,645万5,000円となります。

契約の相手方は、共同企業体を結成するときの協定により、栃木県宇都宮市平出工業団地41番地3、藤井産業株式会社インフラソリューションズカンパニー、カンパニー長滝田 敦です。

納入場所は、馬頭小学校、馬頭東小学校、小川小学校、納入台数は481台、納入期限は令和7年8月29日であります。

仮契約は、令和7年4月30日に締結いたしました。

次に、中学校分になります。

契約の金額の内訳は、学習用端末金額1,505万円、消費税相当額150万5,000円、計1,655万5,000円となります。

契約の相手方は、共同企業体を結成するときの協定書により、栃木県宇都宮市平出工業団地41番地3、藤井産業株式会社インフラソリューションズカンパニー、カンパニー長滝田敦です。

納入場所は、馬頭中学校、小川中学校、納入台数は301台、納入期限は令和7年8月29日であります。

仮契約は、令和7年4月30日に締結いたしました。

以上で議案第6号及び議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論は終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第6号 財産の取得については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 財産の取得については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第12、議案第8号 馬頭広重美術館大規模改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第8号 馬頭広重美術館大規模改修工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は一般競争入札とし、5月14日に開札を行いました。その結果、大田原市の七浦建設株式会社が2億4,842万4,000円で落札いたしました。

次に、工事の内容であります。本工事は美術館の老朽化に伴い、屋根、壁のルーバー更新のほか、内装、外構などを改修するものです。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤昌代） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案第8号をご覧ください。

契約の締結内容は、契約の目的、馬頭広重美術館大規模改修工事、契約の方法、一般競争入札、契約金額、2億4,842万4,000円、契約の相手方、栃木県大田原市若草二丁目1059番地1、七浦建設株式会社、代表取締役富塚 保です。

次に、参考資料の入札経過書をご覧ください。

入札の経過ですが、4月9日に低入札価格調査制度対象工事として入札公告を行い、4月30日を締切日として入札参加申請を受付いたしました。その後、5月13日を提出期限とし

て電子入札方式により入札を実施し、5月14日に開札を行いました。

開札結果は、入札経過書5の一覧のとおりであり、低入札調査基準価格を下回っていた2社に対して、低入札価格における基本調査を実施したところ、基本調査の内容に適合しない項目があった協和ビルテクノス株式会社を失格とし、基本調査に適合した七浦建設株式会社に対し重点調査を行いました。その結果を受け、次順者である七浦建設株式会社を落札候補者として資格書類の審査を行い、5月26日に七浦建設株式会社を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は2億5,309万円であり、落札率は89.23%でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる5月30日に締結いたしました。

次のページに移ります。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額2億2,584万円に消費税相当額2,258万4,000円を加えた2億4,842万4,000円が落札価格となり、契約書記載金額となります。

工事箇所は、那須郡那珂川町馬頭116番地9です。

工事概要は、馬頭広重美術館で、改修建物、RC造一部S造、一階建て、建築面積は2,229.73平方メートル、延べ床面積1,962.43平方メートルで、外部改修一式、建具改修一式、内装改修一式、塗装改修一式、外構改修一式を行うものです。

工期は、着手日を議会の議決の日から3日を経過した日とし、完成日を令和8年2月28日といたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第 8 号 馬頭広重美術館大規模改修工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（益子明美） 以上で今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて令和 7 年第 3 回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 11 分